

高等教育の修学支援新制度における適格認定

来年度も給付奨学金と授業料減免措置を継続して希望する方は、必ず確認してください。

年に2回、あなたが給付奨学生の基準を満たしているかどうか、家計状況と学業成績を確認(適格認定)しています。学業成績に係る適格認定では、GPA等による相対的評価と、学修意欲(あなたの学修状況や生活状況)による絶対的評価、両方の観点から給付奨学生としての適格性が判定されます。

適格認定において「廃止」の認定を受けた場合は、給付奨学生としての身分を失うだけでなく、授業料減免措置も受けられなくなり、場合によってはすでに支給された給付奨学金の返還を求められることがあります。こうした事態にならぬよう、給付奨学生としての自覚を持ち、より一層勉学に励むよう心掛けてください。本学では、下表「高等教育の修学支援新制度における適格認定(学業成績)の基準」に記載されている学修意欲を、出席率の代わりにformsの入力内容にて行います。formsでの入力の確認できない場合は、学修意欲のない者とし、給付奨学生としての適格性が無いと判定されますので、入力漏れのないようご注意ください。

[令和6年度高等教育の修学支援新制度における適格認定 学習意欲についての確認フォーム](#)
(URL)

<高等教育の修学支援新制度における適格認定(学業成績)の基準>

廃止	<p>以下の<u>いずれか1つでも該当</u>する場合、「廃止」(打ち切り)となります。</p> <p>(1) 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合</p> <p>(2) 修得単位数の合計数が標準単位数*1の5割以下の場合</p> <p>(3) 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと大学が判断した場合</p> <p>(4) 連続して「警告」に該当した場合</p> <p>【給付型奨学金の返還が求められる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学から懲戒処分(退学、除籍、無期停学又は3ヶ月以上の停学)を受けた場合 ・学業不振*2に斟酌すべきやむを得ない事由*3がない場合
停止	<p>以下に該当する場合、「停止」となります。</p> <p>(1) 連続して「警告」に該当した者のうち、2回目の「警告」事由が「GPA*4が所属する学科・類の下位1/4に属する場合」のみの場合</p> <p>ただし、3回連続して「警告」に該当した場合は除く</p>
警告	<p>以下の<u>いずれか1つでも該当</u>する場合、「警告」となります。</p> <p>(1) 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合</p> <p>(2) GPA*4が所属する学科・類の下位1/4に属する場合</p> <p>(3) 出席率8割以下など、学修意欲が低いと大学が判断した場合</p>

(*1) 標準単位数=(卒業要件単位数)÷4×(在学年数)

各学年における標準単位数は、次のとおり。

1年次生:31単位 2年次生:62単位 3年次生:93単位

(*2) 「学業不振」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

・修得単位数の合計(累積)が標準単位数の1割以下である場合

・出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

(*3) 「斟酌すべきやむを得ない事由」とは、本人及び家族の病気等の療養・介護や災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病等、学業不振について学生本人に帰責性がない場合をいう。

学生本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても「やむを得ない事由」には該当しない。

(*4) GPAは、単年度の学業成績により算出し、判定する。